

【資料 8】

神社小学校・大湊小学校統合校の通学路について

《「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」より》

IV 適正規模化・適正配置の推進

2 通学環境に関する整備

(1) 通学路の安全確保

適正配置による通学区域の見直しについては、危険箇所等の再点検を行い、通学時の安全対策に努める。

- ① 通学路の再点検を実施し、防犯灯、信号機及び横断歩道等の安全対策について、関係機関と調整し整備を進める。
- ② スクールガードや地域の安全ボランティア等 の協力により、児童生徒の安全対策を進める。

(2) 遠距離通学者に対する通学支援

学校の適正配置に伴い新たに遠距離通学となる児童生徒については、体力や安全面を考慮して、学校から半径 2 km を超える区域に居住する児童及び通学距離が 6 km を超える区域に居住する生徒に対しては、公共交通機関やスクールバス等の交通手段を確保するなど、児童生徒の心身への負担の軽減を図る。

(3) 通学区域の見直し

適正配置による通学区域の見直しについては、調整区域の活用等弾力的な運用を行う。

《文部科学省資料からの抜粋》

●危険・要注意箇所

道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る 等

●通学路の設定

○通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある。
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる。
- ・遮断機のない無人踏切を避ける。
- ・見通しの悪い危険箇所がない。
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている。
- ・犯罪の可能性が低い。 など

●通学路の安全確保

○交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策

- ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。
- ・場所や状況により交通規制を要請する。
- ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。
- ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。
- ・保護者・関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。 など